

中小企業政策審議会第12回金融小委員会

令和6年3月29日（金）

経済産業省中小企業庁

午後2時30分 開会

○神崎金融課長 定刻となりましたので、ただいまから、中小企業政策審議会第12回「金融小委員会」を開催いたします。

金融課長の神崎でございます。

今回もオンライン開催ということで、1点目、御発言のとき以外はマイクをミュートでお願い申し上げます。2点目、通信上トラブルが生じた場合には、事前にお伝えしております連絡先までお電話いただければと存じます。

本日でございますけれども、委員全体で12名いらっしゃいますけれども、長谷川委員が欠席されますけれども、11名の委員に御出席いただきますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。

それでは、最初に中小企業庁長官の須藤より御挨拶を申し上げます。

○須藤長官 ありがとうございます。中小企業庁の須藤でございます。

本日は委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、中小企業政策審議会第12回金融小委員会に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

今の日本経済を見てみますと、物価高といった問題、あるいは人手不足による懸念といった問題、あるいは価格転嫁の問題といった形で中小企業を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況がございます。

一方で、業況判断DI、あるいは資金繰りDIなどはおおむね改善傾向でありますし、防衛的要素もあるかとは思いますが、中小企業でも多くの企業で賃上げが実現しつつあるということで、明るい兆しも見えてきています。こうした明るい兆しをより確実なものにしていく、30年間しみついたデフレ経済から脱却をしていくことが重要だと考えています。

金融という意味で言いますと、コロナ禍のときには様々な対策を講じてきたわけですが、このコロナ禍からのソフトランディングに向けて、6月までの資金繰り支援、あるいは経営改善・再生支援の強化を盛り込んだ再生支援の総合的対策を今月の8日に取りまとめて発表させていただいております。

今回の金融小委員会では、6月までの延長の後、7月以降の資金繰り支援の在り方、あるいはこれまでも議論をしてきましたけれども、経営改善・再生支援の強化策の具体化もぜひ御議論いただきたいと思いますし、さらに先を見据えて、信用保証制度についての課題についてもぜひ皆様方に御議論いただきたいと思いますと考えております。

先日、金融をめぐるという意味では大きな動きがございました。日銀によるマイナス金利が解除されたという状況でございます。これまで金利のない世界で対応してきていましたので、中小企業金融をめぐる情勢にはいろいろ動きが出てくる可能性があるかと思えます。仮に今後、金利のある世界という形になってくるような局面になっても、中小企業の筋肉質な経営を実現するということが、事業が継続していただくだけではなくて発展できる

ようにしていくというのが中小企業庁の役割だと考えています。ぜひ皆様の御知見をそういう意味でも頂戴できればと思っております。

さらに加えてでございますが、これまでの金融小委員会で議論してきました、保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度について、おかげさまで先日15日から開始することができました。今後は制度の周知広報に努めるとともに、しっかりとフォローアップをしてまいりたいと考えております。こちらもし引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。

本日も委員の皆様、オブザーバーの皆様の活発な議論をぜひよろしくお願いいたします。

以上、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○神崎金融課長　続きまして、本日使用する資料でございますけれども、議事次第に書いておりますとおり、資料1が委員名簿、資料2が事務局資料となっております。資料が確認できない方々がいらっしゃれば、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以降の議事について、家森先生、よろしくお願い申し上げます。

○家森委員長　どうもありがとうございました。皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議論に移りたいと思います。最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○神崎金融課長　資料2でございます。まず、中小企業を取り巻く現状について御説明いたします。

2ページになります。中小企業の業況はおおむね改善傾向となっております。

3ページです。資金繰りDIも改善傾向となっております。

続いて、4ページです。倒産件数は増加傾向ですが、現時点ではコロナ前水準となっております。

5ページです。全体で見ると5割強が返済中、1割強が完済となっておりますけれども、右から3つ目の宿泊業については条件変更、据置期間中の比率が高くなっておりまして、引き続き緊張感を持って注視してまいりたいと思っております。

8ページになります。保証協会の代位弁済率は上昇傾向でございますが、現時点ではまだコロナ前より低い水準でございます。

9ページです。民間ゼロゼロ融資の最後の返済開始のピークが来月4月となっております。

次に、コロナ資金繰り支援について御説明します。11ページです。3月8日に公表いたしました、民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークに万全を期すため、コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長しました。また、先ほど長官の須藤より冒頭御挨拶申し上げましたが、本年7月以降の資金繰りについてはコロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向としております。ただし、能登半島地震の被災地域については配慮が必要と考えております。これからコロナ前の支援

水準に戻す、あるいは経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とするという部分について具体的な議論を進めていきたいと考えております。

12ページです。100%保証であるコロナセーフティネット保証4号の利用は、ピーク時と比較すると大幅に減少しております。

13ページです。コロナセーフティネット保証4号の利用企業とその他の信用保証を利用する企業のCRD区分の分布を比較しますと、ほぼ同じとなっております。

15ページです。売上げ等が減少している業種を指定し、当該業種に属する中小企業に対して別枠で80%保証するセーフティネット保証5号の概要になります。

16ページです。業種によっては売上高は回復傾向にございますが、昨今の原材料価格の高騰等の影響により、売上高総利益率は減少傾向です。このため、セーフティネット保証5号において、不況業種を指定する指定基準等について、売上高の減少要件等に加えて利益率の減少要件の追加も検討してはどうかという御提案になります。

17ページです。100%保証の融資を100%保証で借換え可能なコロナ借換保証の概要になります。

18ページです。仮にコロナセーフティネット保証4号やコロナ借換保証について、本年7月以降、コロナ前の支援水準に戻す、端的に申し上げますと閉じていくようなことをした場合であっても、小規模事業者については小口零細企業保証を活用することで100%保証での借換えが可能となっております。

19ページです。本年7月以降基本とする経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援としてまず想定されますのは、期限一括償還で民間金融機関からの融資を受けやすくする効果のある資本金劣後ローンになります。

21ページです。続いて想定されますのが、こちらに書いております経営改善サポート保証です。経営改善事業再生計画の策定を前提に100%保証での借換えを可能とするものでございます。

次は、信用保証制度を取り巻く状況です。28ページを御覧ください。コロナ禍を経て、100%保証の割合が増加しております。

30ページです。100%保証付融資は保証協会が全額を弁済することから、民間金融機関にとって経営改善・再生支援に乗り出すインセンティブに乏しく、リスクを繰り返す傾向にあるのではないかという指摘もございます。

続いて、31ページです。本年2月から、中小企業が民間金融機関に対しても早期経営改善計画策定の支援を依頼できるよう制度を見直しました。

32ページです。桐生信金さんでは、この見直しを踏まえ、積極的に計画策定支援に取り組んでいくとお話を伺っております。

34ページです。コロナ前は100%保証と80%保証における代位弁済率に2%程度の差がございます。

続いて、36ページです。コロナ前、コロナ禍において、プロパー融資のみの事業者と

プロパープラス保証付融資の事業者の経営指標を比較すると、全ての指標でプロパー融資のみのほうが増加幅が大きいとの傾向が確認できました。コロナ前、コロナ禍いずれにおいてもプロパー融資のみの先のほうが金融機関による効果的な経営支援がなされている可能性が推察されます。

37ページです。コロナ禍においてメインバンクを変更した事業者とメインバンクを変更していない事業者の売上高営業利益率と自己資本比率の変化幅を比較したところ、いずれの指標においてもメインバンクを変更していない中小企業のほうが増加幅等が大きいとの結果になっております。メインバンクであり続ける金融機関が手厚い経営支援を行っている可能性が推察され、メインバンクの果たす役割は大きいと考えられます。

36～37のスライドについては因果関係を示すものではございませんので、あくまでも推論・仮説という形で御提示させていただいております。また、両スライドの分析については、家森委員長、古川委員に参画いただいた検討会で分析を進めたものになります。

次は、本小委員会での御議論を踏まえ、3月8日に公表した再生支援の総合的対策について御紹介します。40ページです。下半分に保証協会による支援強化策を整理しております。こちらの1ポツの監督指針の改正については、①金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。②経営改善支援の効果検証指標を設定し、目標・実績を協会別に公表。③協議会への案件持ち込みを促進し、持ち込み実績を協会別に公表。④過去に破産を経験している経営者に対しても、足元の事業計画等を踏まえて公正な保証審査を行う。⑤3月15日からスタートしました経営者保証の提供を選択できる保証制度について、保証申込時に事業者に対して説明、実績を協会別に公表といった内容を新たに盛り込む予定にしております。

41ページです。中小企業活性化協議会については、評価の低い協議会に対して業務改善計画の策定の義務づけを求めるとともに、地方の再生支援人材の育成などを進めてまいります。

42ページです。民間金融機関による支援の強化です。この中身は金融庁さんのパートでございますけれども、1点だけ御紹介いたしますと、1ポツの②、事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」、いわゆる実抜計画等の策定促進などを盛り込んでおります。

43ページです。6ポツの1ポツでございますけれども、事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて金融庁の窓口や協議会を通じて把握し、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものについては関係省庁等の間で情報共有をする仕組みを構築しまして、課題解決に取り組んでまいります。

44ページです。先ほど申し上げた保証協会向け監督指針改正案については、パブリックコメントを経て6月1日から運用を開始したいと考えております。

少し飛びまして、57ページです。中小企業活性化協議会については弁護士が34名配置されておりますが、27の協議会で弁護士が不在となっております。再生支援に不可欠な

弁護士の確保を進める必要があると考えております。

続いて、保証手続の電子化の工程表についてになります。63ページです。保証協会への保証申込みについては、2023年度から電子受付システムが本格稼働しております。今後、利用拡大に取り組み、24年度末までに全保証協会での運用開始、100金融機関での利用開始を目指します。

最後に、諸施策の効果検証です。66ページです。まず、コロナ資金繰り支援の効果検証です。CRDデータベースに蓄積された決算書データと保証協会、政府系金融機関より提供を受けたコロナ融資に関する債権データを組み合わせて定量分析を実施しました。なお、給付金や雇調金など、他の支援策の活用の有無が不明なため、資金繰り支援のみによる厳密な意味での効果検証は困難という限界がございます。なお、検証に当たりましては、本委員会の家森委員長、滝澤先生に御参画をいただきました。

67ページです。まず、どういった事業者がコロナ融資を利用する確率が高かったか確認したところ、売上規模が大きい事業者、そして事前の借入金依存度が大きい事業者が利用する確率が高く、従来から金利減免を受けている事業者は利用する確率が低いとの結果になりました。

続いて、コロナ融資利用者と同様の経営状況にある非利用者を比較すると、利用者のほうがデフォルト率が低いという結果になっております。

そして、4ポツでございます。コロナ融資利用者と同様の経営状況にある非利用者を比較すると、利用者のほうが期末従業員数や人件費の維持・増加という結果になっております。効果検証では、コロナショックからの回復経路についても分析を行いました。データが22年までの決算書に限定されておりましたので、来年度、改めて追加の分析をしていきたいと考えております。

続いて、69ページです。活性化協議会の効果検証です。私どもからデータを提供し、RIETIの研究者の方々に分析いただきました。結論を申し上げますと、抜本的な債務リストラを行った企業はベンチマーク企業よりも売上・利益ともに改善し、抜本的な経営リストラを行った企業はベンチマーク企業よりも雇用が減少する一方で利益は改善したとの結果になっております。

続いて、71ページです。本小委員会での御議論を踏まえ、22年8月末から事業承継特別保証制度などについて、その要件であるEBITDA要件を10倍以内から15倍以内に緩和いたしました。今月より、先ほど申し上げた保証料の上乗せにより経営者保証の提供を不要とする新たな信用保証制度の運用を開始しておりますところ、新制度は保証制度利用者の約9割が要件を満たす見込みであることから、緩和措置を解除してはどうかと考えております。

1点補足しますと、73ページでございます。緩和措置導入の背景として、コロナ禍でEBITDA10倍以内要件を満たす事業者の減少がございましたけれども、足元ではこちらのほうも回復傾向にあることが確認できております。

75ページからは、御議論いただきたい論点になります。

まず、1点目でございます。コロナセーフティネット保証4号及びコロナ借換保障については、①本年4月が民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークであること、②資金繰り環境が改善する中、80%保証を基本とする観点から、こういったことを踏まえまして、本年6月末での終了を検討してはどうか。ただし、能登半島地震の被災地域については配慮が必要としております。

2ポツでございますが、1ポツを踏まえまして、必要な事業者に対しては早期の借換えを促してはどうかということでございます。

3ポツについては、本年2月から早期経営改善計画策定支援を活用した民間金融機関による支援を開始しているところ、信用保証付の借入れ中心の事業者の支援を強化する観点から、その利用を一層促進してはどうかと考えております。

続いて4ポツについては、コロナの影響により引き続き業況の厳しい事業者も存在するため、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援、例えば先ほど申し上げたような資本性劣後ローンでございますとか、経営改善サポート保証でございますけれども、これについては本年7月以降も継続していく必要があるのではないか。

そして、5ポツについては、保証協会は改正監督指針の運用開始に向け、その円滑な実施に向けた準備を進めるべきではないか。

そして、6ポツですけれども、中小企業活性化協議会は弁護士等の再生支援人材の増員に早期に取り組むべきではないか。

そして、76ページでございます。7ポツですけれども、例えばセーフティネット保証5号の不況業種の指定基準等に、売上高減少要件に加え利益率減少を追加するなど、信用保証の要件について経済情勢を踏まえ見直す必要があるのではないか。

そして、最後の8ポツ、事業承継特別保証等については、経営者保証の提供を選択できる信用保証制度を創設したことを踏まえ、本年8月末をもって要件緩和を終了してはどうか。

以上でございます。御議論いただければ幸いです。

○家森委員長 どうも神崎課長、ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明について委員の皆様から御意見、御質問をいただければと思います。今回も委員の方の御発言が一巡した後にオブザーバーの方から御発言の希望があれば、伺いたいと思います。御希望がありましたら、ぜひ御発言をお願いいたします。御発言の希望のあるオブザーバーの方はWebexの手挙げ機能を使われるのではなく、コメント欄に発言希望の旨を御記入ください。委員に続いて私から順に指名をいたしますので、皆様方におかれましては、指名の後に御発言をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、1巡目はお一人3分めどでお願いしたいと思います。

○神崎金融課長 先生、小田委員はもう御参加いただいておりますので、五十音順でもよろしいかと思います。

○家森委員長 そのつもりでおります。ありがとうございます。

それでは、まず大槻委員、お願いいたします。

○大槻委員 かしこまりました。御説明ありがとうございます。

まず、基本的なスタンスとしては、最初に須藤長官からもありましたけれども、マイナス金利も解除ということで、これは金利が上がる分企業、中小企業も含めてトップラインを伸ばしていくということを一層考えなければいけないということで、一丸となって成長に軸足を置くような施策を考えていくことが重要かと思います。

先日アメリカでも財政関係のお話を聞く機会があったのですが、様々な支援というのはもともとしっかりと期限が区切られているものも多く、事情があっても、そこで基本的には終わらせてトランスフォームしていくということでやっておられるということでありましたし、日本でもそういう形でしていくべきだろうと思っております。

それを踏まえて、75ページ目からいただいている論点について、1、2については賛成でございます。やはり終了すべきものは、例外を設けながらも終了していく、ということだと思います。

そして3番なのですが、民間の金融機関のこれからの支援に対しての関わりというのは非常に重要になってくるという意味でも、充実していくことに賛成なのですが、37ページ目でいただいているメインバンク効果については、有意になっているのは自己資本の強化のところがほとんどなので、そうすると、銀行自身の債権保全のために資するようなことをやってきた、ということかもしれません。しかしこれからは、そうではなくて、どうやって成長を伴走支援していけるかということだと思いますので、そういったことに対して効くような施策やガイダンスということが求められると思います。

4番についてなのですが、7月以降も支援していくということについては仕方がないところだと思いますが、コロナの影響はもう4年たっているもので、相当これは制約的に例外的にやっていくべきで、ここからの支援というのは、ここから先はちょっとフェーズが変わっていく、デフレの頃とは違う、ということで考えると、何か抜本的に変える必要があると思っています。一つの考え方として、中小企業庁さんの直接の目途ではないかもしれませんが、人への支援に変えていく。中小企業を支援するときも、企業自体というよりもセーフティネットとしては人を守り、人のケーパビリティを上げていくような形での支援を志向していく必要があるのではと思っています。

5、6については賛成で、7番目なのですが、これは利益率の減少もセーフティネット保証5号の指定基準にということなのですが、発想としては反対ではないのですが、ただ、効率化の経営努力との矛盾が生じないように、例えば原価率の上昇等について、原価率が上昇してしまっている場合については支援をするといった形にすべきなのではと思います。

8番については賛成をするところでございます。やはり是々非々でやっていくということで、そして最後に効果検証についてなのなのですが、一定の効果が中小企業支援に

ついて見られているということ自体はポジティブな結果だったということだと思いますけれども、やむを得ないと思うのですけれども、どの調査もマイクロベースで企業がどうなったかということだったと思います。しかし、中小企業の問題として、経済全体で見るとやはり資源の効率的な配分に貢献しているのかどうかという問題があり、そして中小企業の中にはイノベーション等がないために値下げ競争でもってデフレを促進してしまうこともあるということも言われている中で、そういった日本経済の成長全体に対しての影響の検証ということも、併せて何らかの形で御検討いただけるとありがたいかなと思いました。

以上です。

○家森委員長 どうも大槻先生、ありがとうございます。貴重なコメントです。多くの点で賛成していただいた上で、幾つかについて注意点をいろいろと教えていただいております。後ほどまた事務局からもコメントいただきたいと思います。

それでは、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 皆さん、こんにちは。菱岡工業の岡田と申します。よろしくお願いします。

私もこの論点1、2はこれからこのようにしていかないといけない時期なのかなと感じてはおります。日本経済が回復傾向だということもこのようにデータも出ておりますし、そうなのだろうなと思うのですが、私どもは和歌山という田舎におりますと、あまり回復してきているという実感が湧かないところもあります。大体日本全体がちょっと上がってきたというのが落ちてきた頃によく和歌山も上がっていくのかなと、ちょっと出遅れるのが今までの傾向かなというのは思っているのですが、これから回復につながってほしいなとは思っているところですが、正直なところ、周りの製造業の皆さんに聞いていても、ここのところあまり忙しくないよねという声が結構聞こえてきているというのが実態です。

それと併せて、この1、2に関しては仕方がないかなと思う反面、やはり小規模の企業、毎回この委員会では申し上げさせていただいているのですが、私は障害者の就労支援事業所でNP0法人の中の事業の一部で飲食店をやっている関係で、飲食店の経営者の方とよくお話しします。その中の方で、今、お一人すごい相談に乗っている方がいるのですが、30代で頑張って独立して自分で飲食をやっているのですけれども、コロナですごくダメージを受けて、そこからなかなか立ち直れていないのが実態で、結局店を手放して年末ぐらいに新しい小さい規模のお店に引っ越されて、奥様と2人で頑張っているのだけれども、家賃は減ったものの、なかなか今までのダメージが強過ぎて立ち直れないという状態らしいのです。銀行さんに9月まで返済を止めていただいているらしいのですけれども、それを止めるためにも費用が必要で、その7万円を払うのも今、四苦八苦しているぐらいで、今年に入って3回しか休めていなくて心身ともに追い詰められていると。そんな中でも何とかしたいから、ランチもやって夜の営業もしているけれども、早朝に市場とか、例えば警備の仕事でも行こうかと言うから、それは過労で倒れるからやめときなと言って、この間も別の飲食店さんで30代で過労で突然死された方のお話もしたところ、不謹慎かもし

れないけれども、そうになったらそうしてくれたほうが僕もいいかもしれないとまで言ったりしている状態だったりするのです。そういう方ばかりではないのは重々分かっているのですが、自分の身近にそういう方がいるということも現実なので、やはり何らかの支援が必要なのかなというのは肌で感じているところで、4番にある再生支援の総合的対策というところでもお話があったかと思うのですが、中小企業活性化協議会というのが残念ながら和歌山はD判定で、しかも弁護士さんもしゃらないというところも痛いところではあるのですが、前回も言ったのですけれども、こういうことの存在自体もあるのを知らない方が多くて、こういう支援があるというのはすばらしいことだと思うので、経営者といってもまだまだ経営のことを勉強できないまま経営に携わっている小規模の企業さんも多くいらっしゃるので、こういうアドバイスをしてくれる機関がしっかり充実してくれることで救われる方も増えるのではないかなと思うので、何とか和歌山もD判定から抜け出して、一人でも多くの企業さんが救われるような仕組みになってほしいなと願うばかりです。

今回話をすべきかどうか、恥ずかしいことなのでちょっと思案したのですが、恥ずかしいことも皆さんにシェアさせていただこうかなと思うのですが、冒頭で須藤長官からもマイナス金利政策解除されましたという話であったり、個人保証のお話もあったと思うのですが、私がやっているNPO法人の障害者の就労支援事業所も御多分に漏れず、コロナ禍ですごく苦勞してきました。ようやくこの3月末の決算が何とか黒字化できそうということで、みんなで安堵しているところなのですが、運転資金を先々月ぐらいからお借りするに当たって、恥ずかしながらとうとう個人保証を求められまして、菱岡工業は本当に皆さんにそんな金利で借りられているのというぐらい優遇していただいているにもかかわらず、私が代表しているNPO法人では個人保証を求められて、個人保証をして運転資金をお借りするということになってしまいました。まだまだこういう苦勞をしているところもあるのだということはもちろん御認識いただいているとは思いますが、その上で何とかそういうところにも手を差し伸べられる政策をぜひ展開していただきたいなと切に願っているところです。

以上になります。ありがとうございました。

○家森委員長 どうも岡田委員、いろいろリアリティーのあるお話をありがとうございました。また、そういう事業者の方々が相談に行けるということ自体がすごく重要で、最後は御本人に頑張っていただかないといけないのですけれども、メインバンクであるとか、商工会議所というところ、あるいは岡田委員に御相談もあるということで、そうして何とか地域でいろいろなリソースを使っていただくというふうにしていきたいのですけれども、まだ岡田委員に御相談されている方はそうやって相談するのを知っていらっしゃるのでしょうか、まだまだご存じない方もありますので、ぜひいろいろなところで本審議会で行っていますような制度があるということもお伝えいただければと思っております。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、小田委員、お願いいたします。

○小田委員 ヒルタ工業の小田です。

当社は自動車部品メーカーということで、自動車業界の話になりますけれども、昨年の頭ぐらいに2～3年にわたって半導体不足による減産という問題が大きかったわけですが、昨年初以降、この問題が徐々に改善されまして、昨年秋頃にはもうほぼほぼ影響のないような状況になっております。

そういったこともありますし、岡山地区で言いますと、三菱自動車さんは今のところ新車のほうが販売好調ということもありまして、当社の仕入先におきましては、おおむね現時点では生産は安定しているという状況です。

これに伴いまして、ゼロゼロ融資の返済というものもおおむね昨年のうちに問題なく返済開始できております。また、経営改善の相談等も現時点ではあまり必要とされていないという話でございましたので、御議論いただきたい論点の1から4についてはおおむね問題ないと思っております。

また、今後は対象を絞った支援を講じていくということについても、現在の情勢を考えれば問題ないと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。自動車産業の状況について御説明いただきありがとうございました。

続きまして、河原委員、お願いいたします。

○河原委員 ありがとうございます。公認会計士・税理士の河原です。

セーフティネット金融とは、自然災害など突発的な事由で事業継続が困難な状況が生じている中小企業に対して政府が全面に迅速に信用補完を行うことで中小企業の事業継続を支えていくものです。他方、危機や災害が一段落した状況でリスクフリーの資金の供給を可能とする、過度な支援になりかねず、これは市場原理や競争関係をゆがめられ、中長期に日本経済が足腰を弱める結果となりかねません。すなわち、緊急支援は迅速な支援とともに自走化に向けた幕引きが大切です。

よって4月に民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークを踏まえて、6月末をもってコロナ関連の支援終了には賛成です。

以前も申し上げたことですが、災害時に書類を提出することで誰でも支援するという仕組みから、平時から法人として適切な経営をしている企業を優先して緊急時に支援する体制に変わる時期だと思います。ミラサポplusでのロカベンによる健康診断のサイトを改修することで可能となると思います。

それから、議論していただきたい論点5の保証協会、論点6の活性協の論点に示されたことは賛成ですが、地域によって支援力、人材に差があります。トップダウン的な均一な体制整備だけではなく、隣接する地域と連携できるように、両組織の全国組織である保証協会連合会と活性協全国本部が連携して、コンシェルジュのような役割、柔軟な支援体制

も望まれると思います。

それから、ご説明になかったのですが、資料の55ページの図はすごくよくできていると思います。制度融資の損失補償条例の全国の制定状況ですが、これを活用して、未制定の自治体の対応を促すことを私は願っております。

ついでに53ページも見てくださいか。事業承継診断シートです。少し論点からずれますが、後継者不在の企業の掘り起こしの活用を促進されるため、ドアノックツールとしての有効性の向上、事業承継検討のために有用な情報としてロカベンや経営デザインシートも追加しています。この診断シートは、事業承継税制の改正と併せて事業承継ガイドラインを改訂して、4月上旬には中企庁のホームページで反映される予定であること、この場をお借りしてお知らせいたします。

議論の論点に戻りまして、7の利益率の減少要件について、ご説明は十分理解できます。ただ、私は中小企業の会計の現状から鑑みますと、賛成とは言い難いです。我が国の中小企業の会計は手書きの帳簿記載に議論されたまま、多くの中小企業では税務申告が優先され、適正な経営判断となる数字が見えない現状であると思います。金融支援の観点からも、中小企業の会計の見直しが急務と思います。その先に売上総利益率の判断の検討があるべきと思います。

また、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の定義にある当該事業に係る取引の数量の減少、これを表すのは売上高であり、売上原価により影響する売上総利益ではありません。ここだけ利益率を導入すると、他の定義の解釈にも影響しかねないかと危惧いたします。

論点8の事業承継特別保証などの要件緩和の終了は、よい時期だと思います。

それから、今後の間接金融の在り方の観点から2点申し上げます。

経営者保証改革プログラムによって経営者保証に対する金融機関の取組は以前より進んだようですが、ガバナンスへの経営者の意識が少ないことが気がかりです。再生支援の総合的対策で好事例の横展開がされるようですが、私は創業者教育としても御検討いただきたいと思います。

それから2点目は、廃業に向けた支援も大切です。失われる経営資源について、金融支援としても本委員会で議論が望まれると思います。

以上です。

○家森委員長 河原先生、どうもありがとうございました。平時においてきちんとした体制をつくっておくことで緊急支援が無駄なく効果的にできるということは常に先生がおっしゃっていることでありまして、そういうものがないと果たして利益率が本当の利益率なのかという問題にもつながるという御指摘であろうかと思います。しっかりしたガバナンスをしていただくということもこの委員会ではずっと合意しているところでありますので、引き続き危機が去ったから終わりというわけではなくて、むしろ危機が終わったのでガバナンスの強化というのはこれからますます必要になるなと思いながら聞いておりました。

ありがとうございます。

それでは、北村委員、お願いいたします。

○北村委員 ありがとうございます。北村です。

8つの論点についてはおおむね賛成です。ただし、冒頭、大槻先生も言われていましたが、論点4のコロナの影響のところはやはりどこかで終わる必要があるのだと思います。

冒頭、須藤長官から金利のある世界になったという話があったと思います。私は経営者がこの変化にどう対応していくのかなというところにとっても注目しております。これまで一定の金利だった時代から考えることが増えたということなので、より経営者は難しい舵取りが必要になってきたのだと思います。特にキャッシュフローを重視している経営者は、小規模の場合はより難しくなったと考えています。

その中で、36ページなどにプロパー融資の重要性、効果的であるということが書かれてあったりするように、金融機関の役割が変わらず重要であるということが書かれていると思います。特に経営改善計画などといった指導の重要性みたいなところも分かったと思いますし、金融機関の支援が機能していたのではないかと示唆しているところもあったのではないかなと思います。

そうなりますと、支援の強化において実効性を持たせるためには、より経営者自身の計画立案や実行についての学習というのが重要になってくると思います。先ほど岡田委員がおっしゃっていたかなり切実なお話は、経営者の方は忙しくて時間がないですね。そのために時間を空けてあげる必要もあるのではないかなと思いました。

全体にわたって、皆さんの議論もあって制度の充実はずっと伴ってきたのではないかなと思います。そうなってくると、支援制度を利用する主体である経営者の持ち時間や活動といったところに注目が集まってくるのではないかなと思いますし、今回示された論点は制度の充実全体を表したものだと思いますから、そういった意味でも経営者というものに注目したいなと思います。その中で、経営者の役割や能力、それから知識のアップデートにフォーカスが当たると思いますし、そこにフォーカスを当てた支援策・改善策をするというふうに、経営者という言葉をしっかり入れて支援策を実行していくのが大事になっていくのではないかなと思っています。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。我々が以前出しましたものでも挑戦する中小企業を応援しようということでありまして、まさに経営者の方々が挑戦するという心を持ってもらえると、支援に価値が出てくるということかなというふうに北村委員の御発言を聞いておりました。ありがとうございます。

それでは、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 どうもありがとうございます。弁護士の小林信明です。

冒頭に長官からも話がありましたけれども、デフレ脱却に向けて成長力を確保するためにいろいろ政策を取ると。その中でも重要なのは、私は中小企業の収益力の改善の成長力

だと思っております。その観点に施策の重点を置かれていると理解していますので、大体御議論いただいた論点については賛成と考えております。

まず1点目、2点目なのですが、これは皆さんから御指摘があったように賛成でございまして、例外的な措置、緊急的な措置というものはどこかで原則に戻さなくてはならないというのは当然の話だと思っております。特に100%保証増加に伴う弊害というものも見えてきていると思いますので、早く100%保証というものをやめて、責任分担制度の原則に戻して、民間金融機関による中小企業の経営改善支援というものがより実効性を持つようにするほうがいいのではないかと考えております。ただ、能登については緊急時だと思っておりますので、これを例外とするのは賛成だということです。

3番なのですが、早期経営改善計画策定支援というのは結局補助金を出すかどうかということだと思うのですが、これは金融機関がそもそも本来業務としてやるべきことなので、補助金を出すべきことなのかという疑問は当然生じ得るわけです。これをもし金融機関があまりそれを行っていないので、何かの起爆剤として金融機関がこういう作業をより活発的にやるための施策としてやるということであれば、今後、どのくらいの期間をやるのかという工程表みたいなものをつくっておいたほうがいいのかと思います。それから、この施策が本当に金融機関が中小企業に対して経営改善に向けての支援をするという本来業務の活発化に資するかどうかということの検討も不可欠だと思っております。

4番ですが、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援というのは、これが本当にそういうことの資金繰りの効果が生じているかどうかという検証が必要だと思っています。

加えて、ここではコロナの影響によりと書いてあるのですが、コロナの影響とは関係のない経営改善・再生支援をしなくてはならないのだけでも、当面の資金繰りがもたないために、経営改善・再生支援ができなくなってしまうものについては資金繰り支援をして、経営改善や再生支援に結びつけたほうが良いと思っていますので、そういう観点からのこの政策の御検討、つまりコロナに限らないというところでの御検討が必要かなと思っています。

5番の信用保証協会なのですが、信用保証協会が中小企業にとって最大の債権者、実質的な債権者になっている事例が多いということなので、信用保証協会が経営改善・再生支援に向けた支援をするということは大事なのですが、各地域の信用保証協会の人員を見ると、リソースがかなり限定されていますので、本当にそれができるのかという視点を見なくてはならないと思います。

そういった意味で、協会別に取組事例・実績を公表するということは、その実効性を見る上ではいいと思っているのですが、公表した後、これに対してのフィードバックは必要で、本当に各地区の保証協会がそれに向けて実効性を持つやり方をしているのかどうかというのは引き続き監督が必要なのではないかと思っています。

それから、経営者保証の問題で選択的な経営者保証を3月15日に開始したというお話

もありました。これは本来経営者保証を取るべき事案で適用されるのはよくないとは思ってはいるのですけれども、そうではない場合にこれは有効な施策だと思います。ただ、私の周りを見てもあまりこの制度を知らないという人もたくさんいましたので、より利用されるような周知活動が必要なのではないかなと思います。

それから、活性化協議会なのですけれども、弁護士の増員はしたほうがいいと思っていますので賛成なのですが、資料にありましたけれども、先ほど和歌山の話もありましたけれども、Dランクの活性化協議会があって、それが固定化しているのですね。固定化というのは、数年全然改善されていない事態が続いているということなので、これを何とか改善しなければいけないということで、事業改善計画の策定を求めていると聞いておりますので、ぜひそれをやっていただいて、Dランクの活性化協議会自体の活動が改善していくようにPDCAサイクルを回していただきたいと思っています。

それから、8番の事業承継特別保証というのは選択の経営者保証制度が適用されて周知されて利用されるようになれば元に戻すというのは、原則に戻すという意味で私は結構かなと思っています。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。3番目の効果の検証、早期経営改善計画策定支援については、今のところ1年間の時限措置で行われるということになっておりますけれども、例えばこれが先生のおっしゃるようにすごく金融機関の動機づけに役に立つのなら、何らかの形でもう少し期間を続けるということとか、こういうターゲットならすごく効くということがあるのかもしれないし、全く期待外れに終わるのかもしれないので、先生のおっしゃるとおり効果検証は必要だなと思いました。ありがとうございます。

それでは続きまして、嶋津委員、お願いいたします。

○嶋津委員 御説明ありがとうございます。

これまで委員の皆様が御発言いただいたところに非常に賛成でございまして、今回の論点8点に関しましてもおおむね賛成でございます。

その中でも特に共感をしておりますのが、一つは河原委員もおっしゃっていました閉業支援のところでした。我々はサーチファンドという事業上、いろいろな中小企業の経営者の方とお話をさせていただいたり、御訪問させていただく機会があるわけなのですけれども、日本のほぼ全国どこに行っても、業種も横断で、どんな業種であっても大体皆さんが苦しんでおられるのが、人がいない。労働人口の減少というところがどこでも顕著と感じております。その意味で、大槻委員からもマクロな視点での資源の効率的な配分という観点が必要という御発言がありましたけれども、まさにこの点の効率的な資源配分というときの資源とは、今の日本においては資金よりも労働力というところが非常に大きいと思っております。国の成長というのを見据えたときに、中小企業庁として、国として、どこに人を張りたいのか。どういう企業、どういう業種、どういう場所、どういうところに貴重な労働人口を張っていくのか、効率的に配分していくのかという観点で考えたときに、

今ある企業全てを存続させていくことというのは必ずしも解ではないだろうなと強く思うところがございます。

その点において、もちろん困っていらっしゃる企業様、特に自然災害等の特殊な環境下で影響を受けた方をサポートするというのは当然の社会保障の機能であるとは思いますが、けれども、もう一方で、ある程度平時に戻っていくような中においては、選別といいますか、守っていく、伸ばしていくところには効率的に資金も人も張っていく、そうでないところについては労働力をリリースしていただくということも必要になってくるだろうと思っております。

そのときにどこを残していくのか、マクロで政策として守っていく業種という考え方もあるとは思いますが、一つはやはり企業様をよく見ていらっしゃる信用保証協会であり、地域の金融機関でありというところがここは支援に値すると思うかどうか、ここは労働力を張ってでもこれから伸びていくし、支援していくべき企業かどうかを一つ判断していただく番人になっていただくべきなのだろうと考えております。ですので、再生・経営改善ということだけではなく、閉業も含めた包括的な支援という考え方が必要になってくるのかなというところが1点目でございます。

もう一つ、これも北村委員の経営者支援であったり、大槻委員もおっしゃっていた人を守る、人のケーパビリティを上げていくというところに通じるところなのだと思いますけれども、困っている企業を助ける、あるいは政策的にこの業種を守るという観点に加えて、有能な経営者に貴重な労働力を預ける、伸びる企業に労働力を預けるという観点に立つと、人のケーパビリティに着目する、人を基準とした支援を行っていくということが今後、より一層大事になってくるのではないかなと思います。ですので、先ほども挑戦する企業を応援するという言葉もありましたけれども、企業の経営者の評価、そしてその評価に基づく経営者の支援というところを軸にこの支援についても組み立て直すということも一つあるのかなと。特にセーフティネット保証5号の7番のところで利益率を加味するみたいな話がありますけれども、これはセーフティネットを広げにいく段階というよりは、むしろある程度絞りについてというタイミングでもあるのかなと思った次第でございます。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。有能な経営者にリソースを寄せるということで、誰が有能かを国が決めるというわけにはもちろんいかないので、先生のおっしゃるように地元でよく見ていらっしゃる金融機関の方が、あるいは保証協会の方が、有能といってもテストの点数がよいというわけではなくて、意欲があってビジネスアイデアが出てくるということですので、まさにそういう定性的なところ、紙に書けないようなところを見極めてもらうのに我々としても金融機関、あるいは保証協会の皆さんに期待するところが大きいです。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 御指名ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。毎回のことながら、大変すばらしい資料を御準備いただきましてありがとうございます。

論点ですが、いずれにつきましても、コロナ前の資金繰り支援に戻す、それから経営改善・再生支援を強化するといったお示しされている方向性は適切であるように思います。倒産件数なども23か月連続で同月で増えてきているということですが、御説明にもありましたとおり、コロナ前の水準程度で、経済が地域差はありつつも平常の状態に戻っている。さらには産業の構造の転換を伴いながら経済の成長を目指すべき段階にあるかなと思います。

そのような中でも、大槻委員をはじめほかの委員の先生方も御指摘のとおり、論点4はややその他の論点とは方向性が異なるように思いますけれども、継続する場合は民間金融機関による経営改善計画がいかにかうまく作成されるかといった点などが重要になってくるかなと思います。

それから、やや細かいことですが、論点7のセーフティネット保証5号の不況業種の指定基準等に売上高減少に加えて利益率減少を追加することですが、利益率は特に特定の産業や企業規模により変動がかなり大きくなるような企業もあるように思います。売上高よりボラタイルになるかと思うのですが、この点、基準とする際に問題はないのかどうかというのがやや気になりました点です。

それから最後に、直接の論点ではございませんけれども、コロナ融資に係る効果検証につきまして御紹介いただきました。私も委員として参加させていただきました、コロナ資金繰り支援策の効果検証につきましては、CRD協会の皆様の多大なる御尽力と信用保証協会及び政府系金融機関からのデータの提供により、現時点では可能な限りのかなり網羅的な分析が行われていると思います。これに関しましては、EBPMに関してかなり先進的な取組であるように思います。今後もスムーズなデータの提供や整備によってこうした取組というのが継続されることを期待したいと思います。

私からは以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。効果検証の検討会では滝澤先生に御貢献いただきましてありがとうございました。引き続き検証していく必要があるというのは事務局説明にもあったとおりでありまして、特に事後検証、効果について見る、どの政策がよかったかを見るためにはもう少し時間が必要だなということになっておりました。あるいは委員会で出ておりましたところ言えば、そもそもこういう事後的に検証できるような形でデータが集まっていないので、かなり無理な仮説を置いたデータの収集ということになったという反省もございました。先生、どうもありがとうございました。

続きまして、古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川です。よろしくお願いいたします。

まずは金融課の皆様方、詳細な資料をおまとめいただきましてありがとうございます。各委員の皆様方のお話を伺っていながらちょっと感じるのは、中小企業政策というのは経

済政策でありながら社会政策の一面もあるので、そうなったときに、今回金融課におまとめいただいた一つ一つの議論を求めている論点というところについては、バランス的にこうなるのかなという感覚は正直持っています。

そういった中で大前提としてそろそろ考えなくてはいけないのは、コロナによる影響とインフレ局面における影響というのをきちんと分けて考えないといけないなということを私自身常日頃思っていて、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、コロナは、最初に出た頃の2020年ゴールデンウィーク前、3月くらいからすごくなって、当時、持続化給付金なども過去では考えられないような事業者に直接キャッシュを入れるような政策までやらなくてはいいくらい得体の知れないウイルスが出てきたみたいなあの局面からずっと続いてきましたが、今、現場で御支援させていただく中では、コロナ云々では正直ないと思っているのです。むしろコロナ云々よりも、久しぶりに来たインフレ局面の中で良い物を安く売る日本の風土がどう変わるかというところが個社に求められていることだと思っているので、そういう意味ではコロナとインフレ、そして人手不足という問題は分けて政策を議論しなくてはいいなという感覚は持っています。

そういった中で、議論を求めている8つの論点に関しては基本的には賛成です。そういった中で一番コメントしたいなと思うのは、7番目の不況業種の指定基準に売上げだけではなくて利益率減少を追加するというところがあるのですが、例えば私が個社支援に当たるときに、売上げという言葉では絶対語らないのです。なぜかという、基本的には一番大きく分ければ数量掛ける単価で、数量でカバーしようと思えば、数量を倍売ろうと思ったら売上原価も倍になる。業種によっては製造業、建設業などもありますけれども、細かいことを抜いて、数でカバーしようと思っても人手不足がこれだけ発生していたり、いろいろな状況の中でなかなかそうはいかないし、少なくとも今、日本に起きていることは、良い物を安く売るという弊害だと思うので、いかに適正価格で売れるようにするかという単価をいかに上げるかというところの視点でアドバイスをするのですけれども、そういう意味からいくと、売上高減少要件ということに加えて、たしか16ページだったと思いますけれども、売上総利益率という粗利の部分に着目して政策を打とうという姿勢自体は私が現場支援に当たっている中では非常にありがたいです。結局経費がどう払えるかといったときには、粗利を稼がない限り経費と元本の返済原資は出てこないわけですから、粗利をどれだけ高めるか。確かに利益率の減少というものを追加することによるいろいろな課題はあるとは思いますが、ただ、政策的にここに着目をしてもらって、もっと良い物をもっと適正価格で売ろうという社会的なムーブメントを起こしていこうという意味では、私は7ポツは非常に大事かなと思っています。

実際に中小企業で、そうではない方もいっぱいいらっしゃるのですが、我が国の7割くらいが小規模事業者の中で、経営指標的なもので見たときに、手書きの経理であったとしても売上げはまあまあ頭に入っていますと。あと、次に気にするのは納税額なのですね。こんなに税金を払わなくてはいいのかという話が起きます。でも、最後に枕を

高くしてできるかどうかであり、資金繰りで金が詰まったらどうにもならない。私自身はその3つだと思っているのですが、全部を解消しようと思ったときには、売上総利益額をどれだけ増やせるかというところの知恵を絞らなくてはいけない。そういう意味では、早期経営改善計画について触れていただいている3ポツなどもありますけれども、405も含めてリスケ計画をどうするかというのも大事なことですけれども、いかに事業デューデリをしながらいかに高く売れる世界をつくれるかというところに政策の全体を持っていく必要があるなというのは個人的には思っています。それを後押しして応援するような政策かなと。

この委員会には中小、小規模の事業者さんが入っていらっしゃるけれども、良い物を安く売ろうと思っている例えば町工場の父ちゃんとか、小規模の方などがめちゃくちゃ多いのが現実で、いかにそれを元請から価格交渉・価格転嫁対策からいっても高く売れる、粗利が取れるような仕組みにどう持っていくかというところが私は基本的には肝だと思っているので、今回の論点の中で示していただいた、100%保証ではなくて80%保証でいこうという正常化に持っていこうという世界には賛同しつつ、さらに利益率というか、特に売上総利益、粗利率というものに着目して適正価格で売っていく社会的風土というものを定着できればいいなというのが個人的には思いを持っているところであります。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。7番目のところの売上高減少というのは、インフレで簡単に言うと、2倍に売上げが増えてもむしろ原価もそれ以上に上がっているので利益が下がるという局面の中では、売上高が増えているから企業が順調であるとは言えないというまさにインフレの局面に変わってきたのでということで事務局が御提案されていることだと思っております。

○古川委員 ありがとうございます。

○家森委員長 それから、古川委員からもありましたけれども、今日ずっと河原委員や北村委員や嶋津委員も、皆さん経営者そのもののところはかなりフォーカスをされていて、まさに経営者のガバナンスの部分の課題であろうかと思いながら聞いておりました。ありがとうございます。

それでは、本田委員、お願いいたします。

○本田委員 ありがとうございます。本田でございます。よろしくお願いいたします。

もう皆様からかなり示唆に富んだお話がありましたので、私は簡単にお伝えしたいと思うのですが、おおむね全体感としてお書きいただいているところというのは私も賛成でございます。

その中で、現状、証券会社という立場もありますので、現在、日本の日経平均も高値を更新というところがありまして、私が働いてからもそうなのですが、恐らく社会人としてインフレを経験した方というのは日本国中を探しても実はそんなに多くないような気がしております。経営層の方々もデフレにどのように対応してこようかというところが

考え方の原点になっているような気がいたしますので、その辺の時代が大きく変わる転換点というのを皆さん意識して、ダイナミズムを持った動きというのを今後せざるを得ないのだろうなというのが現状の環境の捉え方でございます。

ちょっと脱線しましたがけれども、論点として基本的には賛成とお伝えしたものの、現実的に難しいなと感じているのが6番でございます。弁護士と再生支援人材の増員というのは本当に考え方としては賛成ではあるものの、先ほど嶋津委員から人材不足という話がありましたけれども、こういう人材に関して言うと、いない前提、増えない前提でいろいろ考えたほうがいいのではないかとというのが私の考えでございます。なので、人材が増えてくればそれはそれでありがたいことではあるのですが、増えない前提に立った上でどのように適切な配分をしていくのか。地域連携もその一つだと思いますし、こういったことに関しては中央一括でしっかりとカバーしていくということを考えるほうが、今後、まだ現実的に見えるような絵姿になるのかなという気はしております。

次でございますが、もうかなり議論が尽くされた部分があると思いますが、7番については私もちょっと利益率を入れるのは難しいなと考えている一人ではございます。仮に入れるとすると、しっかりとしたかなり厳しめなモニタリングというのはしないとモラルハザードを起こしかねないという部分もございまして、そちらの体制というのはしっかり敷いてほしいなというところでございます。

あとは、全般的に正常化に向けて、緊急から正常化というのでちょっと意味合いが違うかもしれませんが、金額も含めてこのような保障の幅を減らしていくというのと同時に、もう一方でやらなくてはいけないと思いますのはチャレンジの支援で、チャレンジという言葉も今日は大変たくさん出たと思いますけれども、廃業支援と割と同義になってくるのかもしれませんが、もし事業が失敗したとしても再チャレンジを支援するという政策もあるとは重々承知しておりますけれども、国として新しい価値を生み出していくためにはそういった再チャレンジできる風土というのは必要不可欠だと思っておりますので、保証を減らすのであれば、そういった次のステップ、次は頑張ってくださいねと。海外の話をするのはあまり好きではないのですが、アメリカのほうでよく言われますのは、VC、投資家からすると、やはり2～3回失敗した人にしか出資しませんと。失敗から学んだから次は当たるよねという文化があるとよく聞いております。日本に全てが当てはまるとは思いませんのでオールオーケーというわけではないですが、これから社会情勢が大きく変わる中で日本経済としてもここで発展していくのだというのであれば、そういった取組というのとも同時並行にしないと、保障を減らすだけではなかなか経済が立ち上がっていかないのではないかと考えております。

本田からは以上であります。

○家森委員長 どうもありがとうございました。6番目のところについては確かに支援者そのものの人材も不足している中でどのように限られた人材を最適化するかというのは全国的に考える必要がありますね。ありがとうございます。

先ほど河原先生は地域間の連携などでやる、それから本田委員からは全国組織というか、全国でまとめてやればという具体的な御提案もいただいております。後ほどまた事務局からも御発言いただきたいと思っております。

これで一通り委員の御発言は一巡いたしました。ぺらぺら私がしゃべっていることもあってちょっと押しておりますが、申し訳ございませんでした。ここでオブザーバーの方からも意見を頂戴したいと思います。オブザーバーの方につきましても2～3分でお願いしたいと思います。Webexのほうに御発言の御希望があれば、御所属・お名前を書いていたければありがたいと思っております。

早速、全国中央会の及川様から御発言希望がございました。それでは、よろしくお願ひします。

○全国中小企業団体中央会 中央会の及川でございます。

論点の6ポツは、弁護士の数在今后増やしていくということをしていただけないかと思っています。そうしませんでした、今後の再生支援の中で中小企業のところまで弁護士の支援が行き届かないということを大変危惧しております。

それと、何人かの先生方から人手不足のお話が出ました。一方で社内失業という方もいらっしゃるという声も聞いております。今後、金融面として就業構造の分析を踏まえて金融として何ができるのかみたいなこともぜひ議論が必要ではないかと感じた次第でございます。

以上です。

○家森委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、日本商工会議所の山内様、お願いいたします。

○日本商工会議所 日本商工会議所の山内でございます。

本日、日商では3月実施の景気観測調査を公表しました。一言で言いますと、景況は足踏みで資金繰りも足踏み、若干悪化という状況でありました。こうした中におきまして、ゼロゼロ融資の借換えが6月末まで延長されたというのは非常に実態に即したもので、ありがたいと思っております。一方で、私どもの調査では資金繰りに不安のある人が半数程度いるという調査結果も出ておりまして、再生協議会に相談に来ている事業者なので、非常に厳しい状況の声が多いわけですが、そういった各地の声を誤解なく申し上げると、6月以降も借換え延長をという声が聞けばあるのは事実であります。ただ、今回ありましたように、小口零細企業保証制度などの代替可能と思われる制度が周知されていないということもありますので、丁寧に広報していけば、コロナ禍前に移行するということの不安の払拭にはつながるのではないかと考えております。

また、経営改善サポート保証の活用事例の紹介がございましたけれども、経営改善計画の策定支援はとても有効だと思いますので、私共もしっかりとやっていきたいと思ひます。古川委員からありましたように、小林会頭からは付加価値の拡大のため、良い製品やサービスには値がつくのだということを繰り返し発信して、国民の意識醸成を図ろうとしてお

ります。私どもとしては受け身ではなくて、先ほど粗利という話がありましたけれども、企業経営における稼ぐ力の支援を、より意識して対応していきたいと考えております。

こうした中におきまして、早期相談、早期支援、再チャレンジが重要ですので、ぜひとも私ども支援機関も金融機関との連携強化をお願いしたいと思っています。収支改善の可能性のある企業を一社でも多く残したいと考え、日夜伴走支援しているわけですが、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援は、ぜひとも7月以降もお願いしたいと思います。経営者保証に拠らない融資を進めていただいている金融機関には感謝申し上げます。金融機関もリスクを取って、しっかりと事業を見て融資してもらえる、といったことも事業者にはしっかり伝えたいと思います。包括的な支援という話もありましたけれども、私も経営支援の現場に行きましたが、なかなか中小企業の経営者にガバナンスは厳しいところもあります。経営改善や収益力向上といったところの意識醸成に、この金融制度・施策を活用していきたいと思います。各地でよい連携事例も出てきていますので、横展開していきたいと思います。

ぜひとも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国信用保証協会連合会の山本様、お願いいたします。

○全国信用保証協会連合会 ありがとうございます。全国信用保証協会連合会の山本でございます。

信用保証協会に関わる論点について、今回も幅広く御議論をいただきました。2点、発言をさせていただきたいと思います。

1点目といたしまして、信用保証協会向けの監督指針改正案を踏まえた対応についてでございます。保証協会といたしましても、ゼロゼロ融資を経て100%保証を中心とした負債が積み上がっている事業者への経営改善・事業再生支援を重要な課題として捉えております。監督指針改正案の趣旨を踏まえまして、100%保証の割合が高い事業者に対する主体的な経営支援の実施や活性化協議会への早期申込みなど、対応可能なものについては監督指針改正を待つことなくできるだけ早く、例えば本年4月から対応を進めてまいりたいと考えております。

それから2点目といたしましては、今後の資金繰り支援についてであります。本年6月末をもってセーフティネット保証4号やコロナ借換保証が終了する方向かと思っております。ただし、7月以降においても事業者がコロナ禍や原材料価格・物価高、あるいは金利水準の変化等の影響を受け、厳しい状況となる可能性があると思っております。そうした場合においても信用保証協会として私どもの責務である資金繰り支援に万全を期してまいりたいと考えておりますので、主務省におかれましては、引き続き御指導、御相談のほど、よろしくお願いいたします。

また、こうした取組を進めていく上で、金融機関の皆様、中小企業活性化協議会をはじめとする支援機関の皆様との一層の連携が欠かせないと思っておりますので、引き続き御

協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、中小企業活性化全国本部の加藤様、お願いします。

○中小企業活性化全国本部 中小企業活性化全国本部の加藤です。発言の機会をありがとうございます。私からは論点6に関しまして御報告と、今後についてコメントさせていただきます。

昨年8月の挑戦する中小企業応援パッケージに示されました弁護士数の倍増につきましては、5月までに全国で50名の配置が決まっている状況でございます。和歌山県も含んでおります。ただ、まだ空白地区がございますので、来年度中に全ての協議会に弁護士の配置をしていくというふうに考えております。

また、御意見をいただきましたとおり、協議会により支援力に差がある状況というのはそのとおりでございます。特に低評価の協議会につきましては、業務改善計画の策定フォローアップを含め、支援力の強化に向けて全国本部としてもしっかりとサポートしていきたいと考えております。

私からは以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、朝日信用金庫の富山様、お願いします。

○朝日信用金庫 朝日信用金庫の富山でございます。発言の機会をいただきありがとうございます。中小企業・小規模事業者がメインの取引先である金融機関の立場から、本日の論点等に関して何点か申し述べたいと思います。

1つ目は、論点1と2の資金繰り支援に関してです。コロナ関連の資金繰り支援の施策につきましては、他の施策が終了する中でもソフトランディングの対応を図っていただき、感謝申し上げます。私どもといたしましても、セーフティネット保証4号や借換保証が6月末に終了する方向との認識の下で、個々の事業者の資金ニーズや経営状態等を把握しながら対応を行ってまいりたいと考えております。

2つ目は、論点3の早期経営改善計画の策定支援、いわゆるポスコロ事業に関してです。本制度の導入については個別金融機関の判断となりますが、私どもといたしましても、経営改善支援の選択肢の一つとして本制度が必要となるような先には適切に活用できればと考えております。また、中小企業庁におかれましても、個別金融機関がどのように取り組んでいるかなどの事例を本日のようにいろいろと共有いただけますとありがたいと考えております。

3つ目は、本日の論点にはありませんが、取引先事業者の状況を見ますと、人材不足の問題や原材料高騰等で引き続き厳しい状況が続いております。中小企業庁におかれましては、人材採用やデジタル化、省力化等に関する施策や補助金、また、中小企業が価格転嫁できる環境づくりなど、他省庁との連携も含め、これまで以上に御支援をお願い申し上げます。

たいと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○家森委員長 富山様、どうもありがとうございました。

続きまして、全国銀行協会の菅沢様、お願いいたします。

○全国銀行協会 全国銀行協で今年度の会長を務めております、みずほ銀行の菅沢です。よろしくお願いします。

オブザーバーですので、論点に関して意見とは申しあげる立場ではありませんが、基本的には委員の皆さんの御発言に賛成でございます。

この場をお借りして金融機関から見た今の状況を御説明したいと思います。まず、資金繰り支援のフェーズから事業再生あるいは経営改善のフェーズへの移行について、昨年秋から全国銀行協会としても会員銀行に呼びかけております。そうした中で、本日の資料の御指摘にもありましたが、局地的には銀行の提案がまだまだ行き届いていないという事例があることについては、全銀協相談室に寄せられる声なども踏まえながら、会員銀行に対して注意喚起を行っているところでございます。経営改善・事業再生フェーズにある中で、金融機関としては引き続きコンサルティング力を高めて提案をしていくという動きを推進していきたいと考えています。

中小企業庁もあるいは中小企業活性化協議会からも厳しい御指摘をいただいております。個々の事案によりいろいろなケースがあると思いますので、具体的にどのようなところに問題があったのか、金融機関のビヘイビアでどのような問題があるのかという点については、ある程度解像度を上げて情報共有させていただければと思いますし、それを踏まえた対応を取っていかなくてはいけないと思っております。

それから、各委員からご指摘いただいたとおりで、金融機関はこれからも早め早め、打ち手の多い段階での提案をしていく必要がありますが、同時に中小企業の経営者の皆様にも同じ目線で取り組んでいただきたいと思います。金融機関だけが先走っても苦情が増えるだけ、というケースが多くありますので、支援サイドだけではなくて事業者サイドと目線を合わせて取り組んでいきたいと思っております。先ほど日本商工会議所の山内部長からありましたとおり、業界団体間でもよく連携させていただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○家森委員長 どうもありがとうございました。

本当はここでまた委員の皆様方に御発言いただきたいところですが、予定しておる時間がほとんどなくなってきましたので、委員の御発言等はここまでにさせていただきます。

それで、今日出ました御意見は、おおむね御議論いただきたい論点について賛成をしていただいて、広い意味でいう正常化をしていくとのこと。ただ、具体的な正常化の内容のところでは幾つか留意点を先生方から御指摘をいただいているところであろうかと思

ます。

それでは、神崎課長からリプライをお願いいたします。

○神崎金融課長 本日もいろいろ御議論いただきまして誠にありがとうございます。

本日の御指摘の中で、今後、成長に軸足を置いた、そして経営者個人、あるいは労働者個人に軸足を置いた支援に移行していくべきではないかという御指摘をいただいております。金融面のみで対応できない部分もございますけれども、中小企業政策全体でできることはしっかりやっていきたいと思っております。

一方で、そういう成長に軸足を置きつつも、まさに地域に密着している小規模事業者にフォーカスを当てた施策もしっかりやっていきたいと思っております。

また、今日いただいた中ではコロナに限らない経営改善・再生支援の政策をしっかりとやっていくという話、あるいは経営者保証の提供を選択できる制度のPRの問題、PRといえば活性化協議会のPRの問題という御指摘もいただいております。しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、大槻先生から効果検証のところで個々の企業だけでなくマクロベースでどういう影響があったのかという御指摘もいただいております。来年度もこの効果検証を続けてまいりますので、その中でどういうやり方であれば検証可能か、しっかり検討してまいりたいと思っております。

加えて、セーフティネット保証5号の要件の見直しについていろいろな御指摘をいただきました。滝澤先生から利益率はボラタイルがあって業種別にしっかり見ていかないといけないのではないかという御指摘もいただいたところでございます。また、会計上のしっかりとした取扱いというところも見ていかないといけないと思っております。今日いただいた御指摘を踏まえ、どのような形であればできるのかということも含めて中企庁のほうでしっかり検討していきたいと思っております。

また、先ほど私の説明の中でメイン、非メインの問題、あるいはプロパー、プロパープラス保証付の分析のところでお名前を御紹介し忘れましたが、この分析に当たっては家森先生、古川委員に加えまして北村委員にも御参画いただいておりますので、改めて御紹介申し上げます。

あと、信用保証協会連合会の山本会長からもお話をいただきました。まず1点目として、6月の監督指針の改正を待たずにできるだけ早く、例えば本年4月から対応を進めていただけるということで、改めて感謝申し上げます。また、7月以降についても金利水準、あるいは物価高騰の状況を見ながら、保証協会として臨機応変な御対応をされるという心強いお話をいただきました。中小企業庁としてもしっかり保証協会の取組をサポート・応援してまいりたいと思っております。

あと、朝日信金さんからは、ポスコロの利用事例、金融機関による支援事例について幅広く事例共有みたいなお話もございました。これはしっかり事例を共有させていただくとともに、この効果というものもしっかり検証してまいりたいと思っております。

また、全銀協さんからも引き続き密なコミュニケーション、情報の共有というお話もございました。しっかり私どもの把握した情報を金融機関の皆様方に共有しつつ、私どもが改善すべきものは改善し、前に進めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○家森委員長 ありがとうございました。

それでは、定刻になってまいりましたので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

追加で御意見のある委員、オブザーバーの方がいらっしゃいましたら、意見書という形で事務局にお送りいただければ、皆様にも共有させていただきます。

最後に、事務局から事務連絡がありましたら、お願いいたします。

○神崎金融課長 本日も年度末の御多忙の中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。

来年度も本日御提示いただいた論点も含めまして、引き続き中小企業金融の在り方について御議論いただきたいと思いますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

○家森委員長 それでは、中小企業政策審議会第12回「金融小委員会」を閉会いたします。

本年度1年間、どうもありがとうございました。

午後4時00分 閉会